

経営者によりそパートナー

みどり通信 4月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第282号 2024. 4. 10



我が家の梅の花が咲きました
新潟のさくらも
各地で徐々に咲き始めていますね
春の訪れを感じます



CONTENTS

● 一言発言	ちゃんとする	P1
● 税務	令和6年税制改正①	P3
● システム	給与システム導入のチャンスです	P4
● 今知っておきたい相続の話	預貯金は過去10年分遡って税務調査	P5
● インボイス関連情報		P8
● 生命保険	個人年金保険	P9
● 事務所からのお知らせ		P11
● 営業カレンダー、休業のご案内		P11
● あとがき		P12

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

ちゃんとする…

今日4月10日の「職場の教養」のテーマは、“ちゃんとする”です。「職場の教養」は、倫理研究所が毎月発行している朝礼用の冊子で、社会人としての行動指針や職場の人間関係、仕事のコツ、失敗への対処法、心の持ち方、時事問題など幅広い話題を「1日1話」の読み物として掲載されています。

当社では、毎朝朝礼当番のスタッフがその日のページを読んだ感想を自分なりの視点で1分間スピーチをしています。

今日の内容を紹介いたします。

“ちゃんとする”

大人は子供を躾ける際に「ちゃんとしなさい」と言いがちです。

しかし、そう言っている大人が「ちゃんとできている」というと、できていないことが多いのではないのでしょうか。

ある日、約束を破ったMさんの娘が妻に叱られていました。なかなか素直に謝れない娘に対し、Mさんは「約束はちゃんと守らないとね」と優しく言いました。

すると娘から「お父さんも約束守らないでしょ。お菓子を買ってあげると言って、買ってくれない。公園に連れて行ってあげると言って、連れて行ってくれない」と次々に言われ、Mさんは恥ずかしくなりました。

いつも子供に「ちゃんとしなさい」と言いながら、自分ができていなかったことを反省したMさんは「約束を守れていなくてごめんね」と詫び、「これから公園に行って、お菓子も買いに行こうね」と言って一緒に出かけたのでした。

その後、娘が「お母さん、約束を守れなくてごめんね」と素直に謝る姿を見て、まずは自分が「ちゃんとする」ことの大切さを学んだのでした。

今日の心がけ…自分の姿を振り返りましょう



そもそも「ちゃんと」とはどういう意味が調べてみました。実用日本語表現辞典では、しっかりとする、堂々とする、立派である、まともである、などの意味の表現。「ちゃんとした」「ちゃんとしなさい」などの形で用いられることが多い・・・と書かれていました。

大人であれば誰もが一度は口にした言葉です。特に子どもたちに対してこの言葉を使ったりしました。しかし、その言葉を口にする私たち自身が、常に「ちゃんと」していたかという・・・。

改めて、今日の職場の教養から、約束を守ることの大切さと、ちゃんとすることが信頼関係を気づくことにいかに大事であるかを痛感しました。

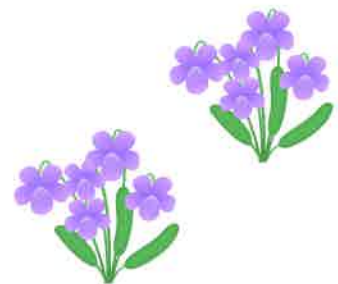
自分を振り返り、信頼される、魅力的な人間になるために「言行一致」を成し遂げると共に、スタッフ全員で「心」も一致させたいと思った次第です。

ところで、素材と店内調理にこだわる、定食の「大戸屋ごはん処」のステートメントは、「ちゃんと、すこやか」とのこと。ちゃんと、すこやかでいるということを大事なことと位置づけて決定したとのこと。

「ちゃんと、すこやか・・・、いいフレーズですね。

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の4月10日掲載のものです。



令和6年税制改正①

■ 飲食費に係る金額基準の拡大について

令和6年税制改正において、「損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり10,000円以下（現行は5,000円以下）に引き上げる。」という改正が含まれております。つまり、交際費等から除外されるためには、1人あたりの飲食代が10,000円以下であればよく、800万円の上限額を気にする必要がなくなります。

この改正により、取引先との親睦を深め、良好な関係を築く機会が増え、積極的な活用が可能となります。

ただし、この制度を適切に活用するには以下の注意点があります。

1. 必要事項を記載した書類の保存
2. 相手先がインボイス未登録の場合の処理
3. 飲食費の判定基準

これらのポイントに対応するために、日々の経理作業が重要となります。

■ 交際費等の特例について

「交際費等」とは、交際費、接待費、その他の関連費用を指し、これらを支出することで得意先、仕入先、その他事業に関係のある者との親睦を深め、良好な関係を築くための支出を指します。

通常、支出した交際費等は法人税の計算上一切損金にはできません。ですが、期末の資本金または出資金が1億円以下の法人である場合には一部損金算入が認められます。

一定規模以下の法人は800万円までの交際費が損金算入される特例を受けることができます。この特例があるため、「接待交際費は800万円までなら経費になる！」といった言葉を聞いたことがあるかもしれません。そして、今回の税制改正では、この特例が3年間延長されることが示されています。

■ 定額減税について

令和6年だけ限定して実施されるものとして、「所得税・個人住民税の定額減税」があります。この制度は、対象者一人あたり所得税は3万円、住民税は1万円が減税される制度となっており、まずは給与所得者に対してこの6月分の給与計算から減税措置が開始される事になっております。ですので、給与を支払う会社等の源泉徴収義務者は、給与受給者ひとりひとりの状況を確認のうえ個別に対応した給与計算、源泉徴収税額の計算や取りまとめが必要となります。現在給与計算システムをお使いの方は処理方法の確認を、未利用の方は今後の給与計算処理をスムーズに実施いただくためにもシステムの導入を検討いただくなど、安心して6月を迎えていただくための準備をお願い致します。

次ページにて給与システムについて記載しております。

担当：堀内 勇一

システム

給与システムを導入するチャンスがやってきました？！

令和6年6月から定額減税が始まります。
所得制限等がありますが、本人及び同一生計配偶者、扶養親族1人につき、所得税は3万円、住民税は1万円の減税が受けられます。

しかし、**問題となるのが減税方法**です。
所得税と住民税では減税方法が異なりますが、どちらも6月1日以後最初に支払う給与から減税を反映させて、給与を支給する必要があります。
現在Excel等で給与計算をしている場合、扶養等により従業員1人1人の総減税額が異なるため、**6月以降の給与計算がとても大変になる**ことが予想されます。

この定額減税を機に**給与計算のシステム化**をしませんか？

給与計算だけでなく、**年末調整等もシステム化により容易になる**と思います。

現在、**システムの導入費用の補助としてIT導入補助金2024**があります。

給与システムの利用料(最大2年分)や導入関連費用の**最大80%補助**、パソコン等のハードウェアは**購入費の50%(上限10万円)**が補助されます。

IT導入補助金2024は第5次公募までが公表され、申請期限が令和6年5月20日までとなっております。

申請にはGビズIDプライムアカウントの取得等、事前準備がいくつかございますので、給与システムの導入、IT導入補助金2024の活用を考えられている場合は早急に訪問担当者または弊社までお問い合わせ下さい。

担当：橘

相 続

今知っておきたい相続の話

その20 『預貯金は過去10年分遡って税務調査』

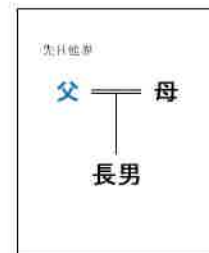
<Q>

父が先日他界しました。相続人は、母と私の2人です。残された財産は、主に預貯金と自宅の土地建物です。

相続税の基礎控除額は、法定相続人が2人なので4,200万円だと思いましたが、相続財産はこの金額を超える見込みです。

父名義の預金通帳を見たところ、過去数年にわたって時々50万円単位の引き出しがありますが、何に使ったかはわかりません。引き出したお金を現金として自宅に保管している可能性も考えられます。

相続財産を把握する際の留意点をお聞かせください。



<A>

相続税の申告は、相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月以内と定められています。そのため、申告義務がある場合は、早めの財産把握とその評価並びに遺産分割の決定が必要となります。

税務署のシステムにKSKシステムというものがあります。国税総合管理システムを略した呼び名で、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力して国税についての情報を一元的に管理しています。税務署はこのKSKシステムにある情報を分析し、税務調査などに活用しています。

納税関連のデータが蓄積されていますので、調査対象となった人がどれくらい稼いでいて、どれくらいの財産を持っているのかということはおおよそ把握することができます。

そのため、所得の多かった方が亡くなって相続が発生した場合に、相続税の申告内容が予測される遺産額より少ないと税務調査を行うことが考えられま

す。

相続税の税務調査で申告漏れ等の指摘を受けることが多いのは現金預金で、非違件数の70%前後が現金預金の計上漏れとなっているようです。

< 預貯金は過去10年分遡って調査 >

税務調査では、預貯金の確認のため通帳なども調べられることとなります。この際、被相続人の通帳だけでなく相続人の通帳も含め、過去10年間遡るのが通常のようなようです。

通帳からの引き出し金額が、通常的生活費相当額以上の金額である場合、引き出されたお金をタンス預金としている可能性や、配偶者や子供さんなどへの贈与ではないかと尋ねられることとなります。引き出したお金の使い道をしつかりと説明することができるように、通帳への書き込みや関係資料を保管しておくことはとても重要です。

税務署は、全国の金融機関を調査することが可能であり、その職権は法律で規定され、金融機関は預金残高や取引履歴の開示を求められたら必ず行わなければならないこととなっています。金融機関は10年分の取引履歴を残しておくことが法律で定められているため、過去10年間分の預金の移動が確認できます。そのため、通帳や取引履歴を廃棄してもいずれは判明することとなります。

税務署は被相続人だけでなく、相続人や親族の取引履歴も調査し、課税漏れがないかどうかを調べます。被相続人の最終的な財産だけでなく、生前のお金の動きや内容をしっかりと把握し、正しく申告することが何よりも重要となります。

さらに、現金預金について具体的に注意すべき事項は次の通りです。

1. 自宅のタンス・貸金庫等に長年貯めていた現金

自宅のタンスや金庫などで保管していた現金、銀行の貸金庫に保管していた現金は、相続開始日（お亡くなりになった日）時点の全額を相続財産として申告する必要があります。

2. 亡くなる直前に銀行口座から引き出した現金

被相続人（お亡くなりになった人）が危篤状態になると、葬儀費用・医療費精算・当面の生活費を、被相続人の口座からキャッシュカードで連日

ATMの上限額である50万円を相続人（配偶者や子どもなど財産を受け継ぐ人）が引き出しているケースを見かけます。この亡くなる直前に銀行口座から引き出された現金は、死亡日時点の残高証明書には含まれません。そのため、相続開始日時点で残っていた額については、預貯金とは区別し、「現金」として相続財産として計上する必要があります。

ただし、葬式費用（通夜や告別式の費用）を支払われたものは、相続財産から控除します。

3. 財布の中の現金

相続発生時点で、被相続人の財布の中にいくら入っていたか、被相続人の衣服のポケットの中に現金はなかったかを確認し、相続財産に計上する必要があります。

4. 電子マネー

近年キャッシュレス決済が広がっており、日常生活で現金は使用しないという方も増えているのではないのでしょうか。

交通系のSuicaやPASMO、ペイペイなどの〇〇ペイ、さらにはビットコインなどの暗号資産（仮想通貨）を利用して商品を購入している方も多い時代です。

被相続人がこれらの電子マネーや暗号資産を所持していた場合、これらも相続財産となります。

いずれにしても、被相続人の残された財産を申告期限まで把握することが大事です。そのためには、被相続人の預金通帳や郵便物から調べはじめ、残されている遺品を確認しながら財産を把握することとなります。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。





インボイス関連情報



Q、金融機関の窓口やオンライン決済を行った際の金融機関の入出金手数料や振込手数料についてインボイスはしたら良いですか？

A、原則は簡易インボイスと一定の事項が記載された帳簿保存が必要。但し、一定の要件(詳細は下記に)を満たすことで、全ての取引についてインボイスを保存せず、対応が可能です。

○ 金融機関ごとに任意の一取引のインボイスを保存する

金融機関における入出金や振込みが多頻度にわたるなどの事情により、全ての入出金手数料及び振込手数料に係る簡易インボイスの保存が困難なときは、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細(取引年月日や対価の額が判明するもの)と、その金融機関における任意の一取引(一の入出金または振込み)に係る簡易インボイスを併せて保存すること※で、仕入税額控除を行えます。

また、基準期間における課税売上高1億円以下であるなど一定規模以下の事業者については、少額特例の対象となりますので上記のような対応は必要ありません。

金融機関のATMによるものである場合、3万円未満の手数料であれば、自動サービス機により行われる取引(自動販売機特例)として、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能です。

※ 金融機関が適格請求書発行事業者の登録を取りやめないことを前提に、一回のみ取得・保存することで差し支えありません。また、金融機関から各種手数料に係るお知らせ(適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、適用税率、取引の内容が記載されているものに限ります。)を受領した場合には、当該一のお知らせを保存することで適格請求書の保存に代えることが可能です。

引用先：国税庁 インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

取引の場所	インボイスとして保存するもの
銀行窓口	金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細 + その金融期間における任意の一取引のインボイス
ATM	3万円未満である場合「自動販売機特例」で対応可 ※3万円以上の場合は他の場合と同様
オンライン決済 (ネットバンキング等)	金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細 + その金融期間における任意の一取引のインボイス

担当：大橋 裕也

生命保険

今回のテーマ

『個人年金保険』

個人年金保険とは、老後資金として備える私的年金

公的年金や退職金だけでは老後資金が不足しそうな場合、その補完を目的として民間保険会社の個人年金保険に任意で加入することで準備できます。

60歳や65歳等所定の年齢（定年等）まで保険料を払い込み、契約時に定めた受取り開始時期になったら、一定期間または終身にわたって年金を受取るというのが一般的です。

個人年金保険の必要性

医療技術等の発達により「人生100年時代」といわれ、長寿のリスクとして老後資金に不安を感じる人も多いと思われまます。

直近では新NISAが始まり、老後資金を蓄えるための制度も拡充してきています。

公的年金だけでは不十分と考えている人が8割にのぼるという調査結果もあるようです。

個人年金保険のメリット

●老後資金を計画的に準備できる

個人年金保険に加入することで、老後資金を計画的に準備できます。老後資金のために貯蓄をしようとしても、ついついお金を使ってしまい、計画どおりにいかないことが多いものです。しかし、個人年金保険であれば、保険料が定期的に口座から引き落とされるため、貯蓄が苦手な人でも続けることが比較的容易です。

●個人年金保険料控除で所得税・住民税の負担を軽減できる

前回のみどり通信でも取り上げましたが、個人年金保険の保険料は生命保険料控除の対象となるため、税負担を軽減できることもメリットのひとつです。年末調整や確定申告の際に申告すると、払い込んだ保険料に応じて所得控除が適用され、所得税や住民税の負担を軽減できます。

※対象となる契約は、一定の税制要件を満たしたものに限りまます。

個人年金保険のデメリット

- 途中解約をすると解約返戻金が払込保険料の総額より少なくなる場合が多い

個人年金保険は、途中解約をすると解約返戻金が払込保険料の総額より少なくなる場合があります。前述したように、個人年金保険は年金受取り開始時期があらかじめ決まっており、加入している期間が短いほど返戻率は低くなるのが一般的です。途中解約をできるだけ避けるため、契約時にはしっかりと支払い計画を立てておく必要があります。

- インフレリスクがある

個人年金保険のうち、あらかじめ決まった利率で運用する個人年金保険は、受取れる年金額が契約時点で決まっているため、物価上昇によって相対的にお金の価値が低下するインフレリスクに対応できません。年金の受取り開始時期までに物価が上昇した場合は、受取れる年金の価値が目減りしてしまいます。

上記のように、個人年金保険にはメリットがある一方、デメリットもあります。個人年金保険の加入を検討する際には、メリットとデメリットの両方を確認しておくことが大切です。

弊社でも個人年金保険を取り扱っております。

何のために加入するのか、将来設計はどうか、などにより最適なプランは変わってくるかと思えます。ご相談は、ぜひ弊社もしくは弊社担当者までお気軽にいただければと思います。

伊藤 寛峻

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◆



- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください
開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



休業のご案内

当事務所は、
6月7日(金)~10日(月)を
休業させていただきます。

ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。



あとがき

桜咲く4月となりました。新入学や社会人デビュー、部署異動など新年度の始まりによる環境変化がいろいろと見受けられたことと思います。また、年度の始まりとは違いますが、先日は新潟駅のリニューアルに伴って、既存の駅前バスターミナルが役目を終え、駅高架下でのバス発着が開始されましたね。先日、YouTubeで最終バス出発前のイベントとその後の様子について視聴しましたが、ターミナルに整列していたバスの前面に「スイッチバック」「65年間」「ありがとう」などの文字が並び、1番線の最終バスが出発した後、整列していた10台以上のバスが一斉に次々と発車していく様子は圧巻でした。沿道からは口々に「いままでありがとう」の言葉がかけられている様子を見て思わず涙が。廃業するわけではないのですけどね。いままで携わった方々のバトンリレーがあり、今回の節目を迎えている事を想像したときに、代表して花束を受け取っていたスタッフの方はどんな気持ちだろうかと、とか、やはり企業はお客様に必要とされ、携わるスタッフが入れ替わっても、大切なことを守りながら継続していく事が必要であると感じました。

私も、次へのバトンをしっかりと渡せるように、まずは目の前のことにしっかりと取り組んで、自分自身の役目をきちんと果たしたいと思っています。

西 丸 保 幸

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp

